

# 仏教保育実践園における「年間行事」の精選・見直しと「仏教行事」について

—幼稚園教育要領の変遷における「行事」を通して—

岡本 啓宏

## Careful selection and reconsideration of “Annual Events” at The Buddhist Kindergarten and “Buddhist Events” . - Through "The Event" in the change of the kindergarten education guidelines.-

Keikoh OKAMOTO

### 論文要旨

「行事が子どもを育てる。」と言われるように、各幼稚園では、長い歴史・伝統の中で各園の教育・保育方針に基づき様々な「年間行事」が実践されている。仏教保育実践園においても同様で、一般の私立・公立幼稚園の行事に加え、独自の「仏教行事」が実践されている。しかしこの多くの「年間行事」は、子どもたち、保護者、保育者、職員に大きな負担になっていることも事実である。その負担を軽減するために「年間行事」の精選・見直しが必要となってくる。今回仏教保育実践園、一般の私立・公立幼稚園の「年間行事」を詳細に検討することにより、その実践の状況を把握し、「年間行事」の縮減に向けた方向性を確認することができた。文部科学省は、行事の精選・見直しについては原則的に各園に委ねており、各園の慎重かつ勇気を持った決断が必要となる。そこで本論では「年間行事」の精選・見直しについての指標となる3基準と6観点を提示することができた。

キーワード：仏教保育実践園、幼稚園教育要領、年間行事の精選、仏教行事

### 1. はじめに

平成30年2月9日「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（通知）」<sup>(1)</sup>、および平成30年3月18日「学校における働き方改革に関する取り組みの徹底について（通知）」<sup>(2)</sup>が出され、各学校では様々な面での業務改善が進められている。しかし各学校とも日常業務が多すぎて、「働き方改革はほとんどなされていない。」という声を耳にする。現実的には、通知文が出されても改革の方向へと進んでいっていないのが現状のようである。その働き方改革の1つの突破口として「年間行事」の精選・見直しが考えられる。

各幼稚園の現場においては、日常の教育・保育に加え多くの「年間行事」が実践されている。そこに勤務する保育者にとっては、それぞれの行事の準備から、実施、そして振り返りと、実に多くの時間が費やされ、まさに行事に追われる日常となっている。しかしこの「年間行事」は各幼稚園にとって、子どもたちが楽しみにしているものであり、各園の日々の生活にメリハリをつける貴重なものでもある。また、「行事が子どもを育てる。」と従来より言われているように、様々な行事の実践が子どもの大きな成長を支えているものでもある。そして各園の長い歴史・伝統の中、各園の独自性に基づいて「年間行事」が設定され、実践されてきている。ま

た行事が各園の特色ある教育・保育に結びついているともいえる。その反面、多くの「年間行事」の実践が各園の現場において子どもたち、保護者、保育者、職員に大きな負担となっていることも事実である。その負担を軽減するために「年間行事」の精選、見直しが必要となってくる。平成30年4月1日施行の幼稚園教育要領（以下、現行要領）の改訂（改定）のポイントとして、汐見稔幸氏は、「①保育・教育の基本原則は「環境を通して行う」ものであること、②3つの柱からなる「資質・能力を育む」こと、③「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を明確にして保育・教育に取り組むこと、④「幼保小の接続をより円滑化すること。」の4つのポイントを挙げている。<sup>(3)</sup> その意味するところは、①は、子どもが幼稚園の生活を通して心身ともに調和のとれた発達をするためには、様々な人、自然、もの等の環境とのかかわりが大切であり、より良い環境構成の必要があり、そのために子どもの主体的・対話的で深い学びが実現するように、保育者は常に指導の改善を行い、幼稚園の生活の中での様々な体験を経て豊かな学びにつながるような環境構成が必要である。②は、「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」を幼児教育の中心に据え、幼児教育と小学校以上の学校教育で共通する力の育成を明確に示した。③は、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として、「健康な心と体」、「自立心」、「協同性」、「道徳性・規範意識の芽生え」、「社会生活との関わり」、「思考力の芽生え」、「自然との関わり・生命尊重」、「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」、「言葉による伝え合い」、「豊かな感性と表現」の10項目で示されている。この10項目は幼稚園卒園までの到達目標ではなく、保育者の指導の方向性であり、後の小学校教育との接続を念頭に置いた項目といえる。④は、幼児教育と小学校教育のカリキュラムの接続を円滑にするために、前記③の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の10項目等に

ついて相互に共有していくことが必要である。そして小学校の学習指導要領の改訂に伴い実施が義務化されたスタートカリキュラムへ接続するものである。

そこで、これらの改訂（改定）のポイントを踏まえ「年間行事」の精選・見直しを考える必要がある。仏教保育実践園では、一般の私立・公立幼稚園で通常行われている「年間行事」に加え、さらに独自の行事が付加される形で各園の教育・保育の方針のもと、教育・保育目標を達成すべく一般園より多くの行事が行われている。その実施内容も多岐にわたり、お釈迦様の教え、各園の設立母体の寺院の属する仏教各宗派の宗祖の教えに基づいた行事等を実践している。仏教保育実践園における教育・保育の中心として、曹洞宗保育連合会編『曹洞宗保育ハンドブック』（p100）に、「曹洞宗保育の根本は、日常の保育活動の実践の中で、曹洞宗保育を実現していくことです。保育内容として示されている領域がめざしている一つ一つのねらいと活動に、曹洞宗保育の心を入れることが大切なのです。曹洞宗保育は、仏教を根本とした人間形成を基盤として実践する保育です。」<sup>(4)</sup> と述べている。すなわち仏教保育実践園においては、日常の教育・保育の実践の中に仏教を根本とした人間形成を基盤とした日々の実践があることが大切なことである。さらに「年間行事」の精選・見直しについて、現行要領に「行事の指導に当たっては、（中略）なお、それぞれの行事についてはその教育的価値を十分検討し、適切なものを精選し、幼児の負担にならないようにすること。」<sup>(5)</sup> と明記しており、（以下、引用文中の傍線、□の枠は筆者による）この現行要領の主旨のもと、前出の『曹洞宗保育ハンドブック』（p95）に「年間行事」の精選・見直しについて、「保育内容の効果を高めるために、「年間園行事を吟味し選択する」ことは大切なことです。とくに曹洞宗保育を展開するには、お釈迦さまの教えや、道元さま、瑩山さまの教えが、「生きた教え」として私たちの日常生活態度に反映す

るように導入展開されることが重要な視点となりましょう。」<sup>(6)</sup>と述べ、仏教保育実践園における「年間行事」の精選、見直しは、仏教の教えが、「生きた教え」として私たちの日常生活、態度に反映するように導入展開されることが重要であるとしている。そこで本論ではこのような観点を踏まえ幼稚園の「年間行事」の精選・見直しの提言を行うものである。

## 2. 幼稚園教育要領における「行事」の変遷について

教育要領は、約10年ごとの改訂を繰り返し、平成30年4月1日より現行要領が施行されている。そこで過去3回の教育要領の改訂(改定)の中で「行事」がどのように取り扱われ、明記されているかについて、その変遷を見ることとする。

### 2-1. 平成2年4月1日施行幼稚園教育要領 (以下、平成2年要領)<sup>(7)</sup>

- ①第2章 ねらい及び内容 環境2内容(10)  
「幼稚園内外の「行事」において国旗に親しむ。」
- ②第3章 指導計画作成上の留意事項  
1 一般的な留意事項(6)  
「「行事」の指導に当たっては、幼稚園生活の自然な流れの中で生活に変化や潤いを与え、幼児が主体的に楽しく活動できるようにすること。なお、それぞれの「行事」についてはその教育的価値を十分検討し適切なものを精選し幼児の負担にならないようにすること。」

### 2-2. 平成12年4月1日施行幼稚園教育要領 (以下、平成12年要領)<sup>(8)</sup>

- ①第2章 ねらい及び内容 環境2内容(11)  
「幼稚園内外の「行事」において国旗に親しむ。」
- ②第3章 指導計画作成上の留意事項  
1 一般的な留意事項(7)  
「幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、

幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにすること。その際、地域の自然、人材、「行事」や公共施設などを積極的に活用し、幼児が豊かな生活体験を得られるように工夫すること。」

### ③第3章 指導計画作成上の留意事項 2 特に留意する事項(4)

「「行事」の指導に当たっては、幼稚園生活の自然の流れの中で生活に変化や潤いを与え、幼児が主体的に楽しく活動できるようにすること。なお、それぞれの「行事」についてはその教育的価値を十分検討し、適切なものを精選し、幼児の負担にならないようにすること。」

### 2-3. 平成21年4月1日施行幼稚園教育要領 (以下、平成21年要領)<sup>(9)</sup>

- ①第2章 ねらい及び内容 環境2内容(11)  
「幼稚園内外の「行事」において国旗に親しむ。」
- ②第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項  
第1 指導計画の作成に当たっての留意事項  
1 一般的な留意事項(8)  
「幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにすること。その際、地域の自然、人材、「行事」や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し、幼児が豊かな生活体験を得られるように工夫すること。また、家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児との活動の機会を設けたりなどすることを通じて、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう配慮すること。」
- ③第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項  
第1 指導計画の作成に当たっての留意事項  
2 特に留意する事項(4)  
「「行事」の指導に当たっては、幼稚園生活の自

然の流れの中で生活に変化や潤いを与え、幼児が主体的に楽しく活動できるようにすること。なお、それぞれの「行事」についてはその教育的価値を十分検討し、適切なものを精選し、幼児の負担にならないようにすること。」

## 2-4. 平成30年4月1日施行幼稚園教育要領<sup>(10)</sup>

### ①第1章総則 第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価 3 指導計画の作成上の留意事項 (5)

「「行事」の指導に当たっては、幼稚園生活の自然の流れの中で生活に変化や潤いを与え、幼児が主体的に楽しく活動できるようにすること。なお、それぞれの「行事」についてはその教育的価値を十分検討し、適切なものを精選し、幼児の負担にならないようにすること。」

### ②第1章総則 第6 幼稚園運営上の留意事項 2

「幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにするものとする。その際、地域の自然、高齢者や異年齢の子供などを含む人材、「行事」や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し、幼児が豊かな生活体験を得られるように工夫するものとする。また、家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児との活動の機会を設けたりなどすることを通じて、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう配慮するものとする。」

### ③第2章 ねらい及び内容 環境 2 内容 (12)

「幼稚園内外の「行事」において国旗に親しむ。」

### ④第2章 ねらい及び内容 環境 3 内容の取扱い (4)

「文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な「行事」、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすること

を通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。」

以上のように、「行事」について各教育要領に明記されている。

そこで、現行要領を土台にして各教育要領の変遷を見ると次のようになる。

①の項目は、平成2年要領から現行要領のそれぞれの教育要領で全く同文の記載である。平成2年要領から平成21年要領までは「第3章 指導計画作成上の留意事項」の項目に記載され、現行要領では大幅な改訂がなされ、新たに「総則」の中で述べられ、章、節を組み替えて「第1章 総則 第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価 3 指導計画の作成上の留意事項」に記載されている。この「行事の指導」について現行要領の『幼稚園教育要領解説』(以下、現行要領解説)によれば、「その指導に当たっては、幼児が行事に期待感をもち、主体的に取り組んで、喜びや感動、さらには、達成感を味わうことができるように配慮する必要がある。」<sup>(11)</sup>と、行事を指導するにあたっての配慮事項が述べられている。また、行事の選択について子どもたちにとっての行事の意味をよく考え、その教育的価値を十分に検討することが大切であるとし、さらに子どもたちの負担に言及し、幼稚園生活への過度な行事の取入れ、結果やできばえに対する過重な期待を避けることが大切であるとしている。そして「年間行事」の精選・見直しについては、子どもの発達の過程や生活の流れを鑑みて各園の行事を決定していくことが大切であるとする。そして家庭や地域社会で行われる行事と協力、連携し、子どもたちを育てていくことの大切さに言及している。

②の項目は、平成2年要領には記載がなく、平成12年要領以降に記載されている内容である。平成12年要領に、「幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地

域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにすること。その際、地域の自然、人材、行事や公共施設などを積極的に活用し、幼児が豊かな生活体験を得られるように工夫すること。」と明記され、平成21年要領には、さらに追加項目として、「また、家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児との活動の機会を設けたりなどすることを通じて、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう配慮すること。」と付記されている。それは保護者の幼児期の教育に関する理解を深めるために、家庭との密なる連携を強調しているものである。さらに現行要領は、平成21年要領をそのまま受け、文中の「人材」をより具体的に「高齢者や異年齢の子供などを含む人材」と改訂している。この「家庭や地域社会との連携」の中で、今日の急激に進んだ情報社会の中で、自然との触れ合い、地域の資源の活用が重要であり、家庭と地域社会が連携して子どもたちを育てていくことが大切であるとする。その中で日本古来よりの伝統、文化に触れることの重要性を述べている。現行要領解説に「地域の祭りや行事に参加したりして、自分たちの住む地域に一層親しみを感じたりすることもある。このように、幼児が行事などを通して地域の文化や伝統に十分触れて、ときには豊かな体験をすることも大切である。」<sup>(12)</sup>と述べ、地域の伝統文化、行事を通じた豊かな体験により、地域社会の中でより良く成長していくことが望ましいとしている。

③の項目は、平成2年要領から現行要領のすべての要領で全く同文の記載で「第2章 ねらい及び内容 環境2内容」の項目に記載されている。この「国旗に親しむ」について、現行要領解説によれば「幼稚園や地域の行事などに参加したりする中で、日本の国旗に接し、自然に親しみをもつようにし、将来の国民としての情操や意識の芽生えを培うことが大切である。」<sup>(13)</sup>と述べられ、現代の国際社会に生きる子どもたちが、国旗に接し、自然に親しみを持ち、日本

国民としての情操や意識を培い、国際理解の心を育てていくことが大切であるとしている。

④の項目は、平成2年要領から平成21年要領には記載がなく、現行要領で初めて追加記載された項目である。この項目は、子どもたちを取り巻く地域社会の人々との触れ合いの中で、身近な文化や伝統に親しむことによって社会とのつながり、国際社会の中で生きる国際理解の心を育てていくことが大切で、そのために日本古来よりの伝統的な行事に参加したり、伝統的な遊びを通して自国の文化や伝統に触れることによって、日本国民としての情操や意識を育てていくことが大切であるとしている。

以上のように、「行事」について平成2年要領から約10年ごとに3回の改訂(改定)を重ね、現行要領へと推移している。

### 3. 幼稚園の「年間行事」について

幼稚園の設置主体別園数は、2018年5月現在で国立49園、公立3,737園、私立6,688園で合計10,474園である。園数の面からみると私立園が全体の63.9%であり、園児数は全体の84.1%を占めている。<sup>(14)</sup> その中で仏教保育実践園の数は、日本仏教保育協会<sup>(15)</sup>に加盟している園で、幼稚園516園、保育所425園、こども園109園であり、仏教保育を実践している幼稚園は全国の園の中で4.9%、全国の私立園の中で7.7%を占めている現状である。

これらの状況の中、各園は独自の教育・保育方針に基づいて多くの「年間行事」を実践している。そして前述のように「年間行事」の精選・見直しが一つの課題となっている。ここでは各幼稚園の「年間行事」の現状を把握し、行事の精選・見直しに向けた具体的な資料の提示を目指すものである。

そこで幼稚園の「年間行事」をその性質により、次の8項目に分類する。①「儀式的行事」(入園式、卒園式、始業式、終業式、創立記念日)、②「宗教的行事」(花まつり、成道会、涅槃会、地藏まつり、礼拝、収穫感謝祭、慰霊祭、聖母

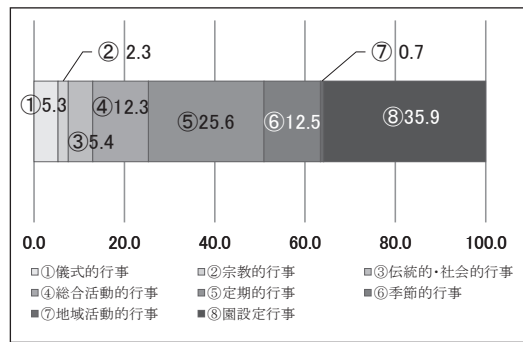
祭、イースター)、③「伝統的・社会的行事」(七夕、七五三、クリスマス、ハローウィン、もちつき、節分、ひなまつり、おまつり、お月見、衣替え、敬老の日、初詣、鏡開き、正月あそび、獅子舞、まゆだま飾り、七草、こいのぼり、端午の節句、こどもの日、母の日、時の記念日)、④「総合活動的行事」(遠足、運動会、発表会、おゆうぎ会、展示会、保育参観、音楽会、サマーコンサート、作品展、お泊り保育、園外保育)、⑤「定期的行事」(誕生会、避難訓練、健康診断、乳児検診、面談、クラス懇談会、役員会、家庭訪問、父母総会、歓迎会、同窓会、謝恩会、安全指導、対面式、感染対策、歯磨き指導、新年会)、⑥「季節的行事」(プール遊び、夏まつり、焼きいも大会、稲刈り、苗植え、すいか割り、じゃがいも掘り、夏期保育)、⑦「地域活動的行事」(地域交流、ボランティア、福祉施設との交流、施設訪問)、⑧「園設定行事」(集会、ふれあい動物園、体操教室、記念撮影、バザー、預かり保育、お店やさんごっこ、和太鼓指導、お楽しみ会、書道教室、おすもう大会、観劇、お別れ会、園まつり)の8項目に分類、集計する。

また、今回の調査、集計は、仏教保育実践園については平成29年度実施の「仏教保育アンケート」<sup>(16)</sup>により、それ以外の一般園については東京都稲城市・多摩市・調布市・府中市・町田市の5市の幼稚園27園〔私立25園(キリスト教3園)・公立2園〕のホームページによる行事調査、各園よりの聞き取り調査に基づいている。<sup>(17)</sup>

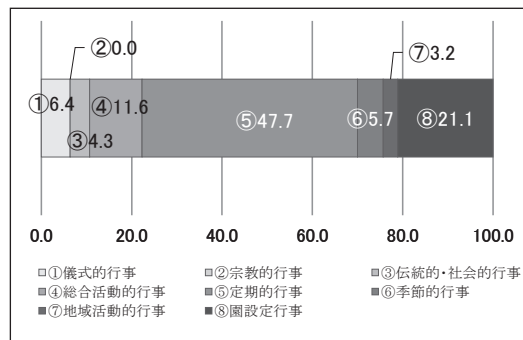
### 3-1. 私立・公立幼稚園の「年間行事」

私立・公立幼稚園の「年間行事」の総数の平均に基づく割合によって「年間行事」の詳細を見ると【グラフ1】、【グラフ2】のようになる。

私立園と公立園の「年間行事」の数は、私立園が多く、公立園を上回っている。その行事の内容の詳細を見ると次のようになる。①「儀式的行事」は、私立園(5.3%)と公立園(6.4%)で大きな差はない。②「宗教的行事」はキリス



私立園年間行事(総合)【グラフ1】



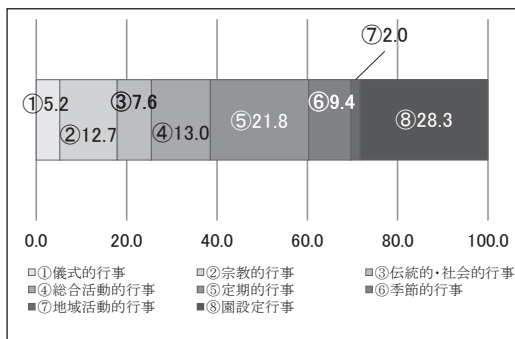
公立園年間行事(総合)【グラフ2】

ト教園で実施されているもので、私立園(2.3%)独特なもので公立園(0.0%)には一切見られない行事である。③「伝統的・社会的行事」は、私立園(5.4%)と公立園(4.3%)で大きな差はない。④「総合活動的行事」は、私立園(12.3%)と公立園(11.6%)で大きな差はない。⑤「定期的行事」は、私立園(25.6%)と公立園(47.7%)で、公立園が大きく上回っている。これは私立園に比べて公立園は行事の総数が少なく、公立園における⑤「定期的行事」の比率が他の行事に比べて大きいという結果によるものと思われる。⑥「季節的行事」は、私立園(12.5%)が公立園(5.7%)を大きく上回り、私立園独自の行事を設定し、各園の特色をその中に展開している。⑦「地域活動的行事」は、私立園(0.7%)、公立園(3.2%)と公立園が上回っている。公立園の特色として地域社会との密接な連携の下、地域に根差した交流が積極的に行われているということである。⑧「園設定行事」は、私立園

(35.9%) が公立園 (21.1%) を大きく上回り、私立園独自の行事を設定し、各園の特色をその中に展開している。

### 3-2. 仏教保育実践園の「年間行事」

同様に、仏教保育実践園における「年間行事」、「仏教行事」の総数の平均に基づく割合によって「年間行事」の詳細を見ると【グラフ3】のようになる。



仏教園年間行事（総合）【グラフ3】

仏教保育実践園の「年間行事」について、仏教保育実践園以外の私立・公立園と比較し検討すると次のようになる。前述のように公立園の行事は少なく、ここでは私立園を主として比較検討を行う。

①「儀式的行事」は、仏教園 (5.2%) と私立園 (5.3%) で大きな差はない。②「宗教的行事」は、キリスト教関連の行事 (キリスト教園) が行われているが、仏教園においては「三仏忌」<sup>(18)</sup>を中心とした仏教行事や各園の設立母体の寺院等の属する仏教各宗派に関する仏教行事が実践されており、公立園では実践されない行事で、仏教園 (12.7%) と私立園 (2.3%) である。③「伝統的・社会的行事」は、仏教園 (7.6%) と私立園 (5.4%) で大きな差はない。④「総合活動的行事」は、仏教園 (13.0%) と私立園 (12.3%) で大きな差はない。⑤「定期的行事」は、仏教園 (21.8%) と私立園 (25.6%) で大きな差はない。⑥「季節的行事」は、仏教園 (9.4%) と私立園 (12.5%) で大きな差はない。⑦「地域活動的

行事」は、仏教園 (2.0%) と私立園 (0.7%) で大きな差はない。⑧「園設定行事」は、仏教園 (28.3%) と私立園 (35.9%) で、私立園の方が「年間行事」の総数が上回っている。その原因は、仏教園の限られた年間の授業時間数の中で、独自の仏教行事の実践が占める比率が高く、さらに他の「園設定行事」を実践することが難しいというところに原因があると思われる。

以上のように、仏教保育実践園と一般の幼稚園との間には、②「宗教的行事」と⑧「園設定行事」に差がみられ、他の各行事においては仏教保育実践園と一般の私立園の間には大きな差はみられないということである。

### 4. 仏教保育実践園の「仏教行事」

仏教保育実践園の「年間行事」の数は、私立園同様多く、仏教保育実践園以外の私立・公立園で通常行われている「年間行事」に加え、さらに独自の仏教行事が付加され、各園の教育・保育目標を達成すべく数多くの行事が行われている。その実施内容も多岐にわたっている。お釈迦様の教え、各園の設立母体の寺院の属する仏教各宗派の宗祖の教えに関連した行事として、花まつり、成道会、涅槃会、地藏まつり等、前述のように②「宗教的行事」の比率が全体の「年間行事」の中で1割強を占めている。その他にも日常の朝夕のお唱え (お誓い)、合掌、仏教讃歌、仏教法話など様々な仏教教育、行事を通して仏教理解を促しているものである。特に各園では「三仏忌」を仏教・宗教教育の中心に据え、設立母体の寺院の住職、園長講話、パネルシアター、紙芝居、スライド等の教材を利用して仏教理解を促し、それぞれの行事を通じて仏教の説く「命の尊重」等を子どもたちに伝えている。

その実践内容の具体的なものは、花まつり (4月・5月)、おまいり (毎月)、慰霊祭 (5月)、青葉まつり (6月)、おもちゃ供養 (6月)、お地藏様祭り (6月)、總持寺参拝 (6月)、みたまままつり (7月・8月)、盆踊り (7月・8月)、

施餓鬼会（7月・8月）、昇天焚き（7月）、お盆参拝（7月・8月）、お彼岸（9月）、千灯供養（9月）、總持寺参拝（9月）、おじぞうまつり（9月）、道元禪師追善記念日（9月）、菊供養（10月）、写経供養会（10月）、報恩講（11月）、地藏供養（11月）、十夜法要（11月）、お会式（11月）、如意輪祭（11月）、成道会（12月）、除夜の鐘（12月）、道元禪師誕生記念日（1月）、法然上人御忌法要（1月）、涅槃会（2月）、針供養（2月）、若草まつり（2月）、初午（2月）、總持寺参拝（2月）、成田山御礼参拝（3月）、示現会（3月）等の仏教行事が挙げられる。これらの「仏教行事」を通して各園の教育・保育目標を達成しようとするものである。

また、現行要領の中で、「第1章 総則 第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」3に、新たに改訂、追加された内容として、「(4) 道徳性・規範意識の芽生え」があり、幼児期より道徳性・規範意識を育成することの大切さを初めて強調している点が注目される。<sup>(19)</sup> 従来、仏教保育実践園では、「生命を大切にする」、「仲間を大切にする」、「善い行いをする」等の理念に基づいて、お釈迦様の生涯、各園の設立母体の寺院の属する仏教各宗派の各宗祖の生涯、教えを通じて子どもの健全なる成長発達を目指し教育・保育を展開してきている。近年、幼児期よりの道徳性・規範意識の育成の大切さが叫ばれている社会の中で、仏教保育の大切さ、必要性を強調し、その仏教保育のメリットとして次のように紹介している。「<道徳心を養える>良い面は、仏教の思想を通して、感謝の心や道徳心を育てる点でしょう。与えられた物に感謝できるというのは、大人でも難しいので、幼少期にこの道徳心を養えるのは大きな特徴です。お坊さんなどから、倫理的なお話を聞く機会も多いので、宗教の基本的な知識や行事を通して、文化に触れて幅広い教養を持つチャンスに恵まれていると言えます。」と紹介し、一般に向けて仏教保育の優位性を述べている。<sup>(20)</sup> これらの仏教保育

実践園における「仏教行事」において、その主体はあくまでも「子ども」であることを再認識して「仏教行事」を設定する必要がある。そして「仏教行事」を通じ、幼児期より道徳性・規範意識の育成を図るとともに、子ども一人ひとりの宗教心の開発において、「生命尊重」を中心とした心の活動を活発にすることが大切であると考えられる。

## 5. 仏教保育実践園の宗教行事と民間行事について

さらに仏教保育実践園における③「伝統的・社会的行事」の実践について、特に「仏教行事」以外の宗教的性質を持った諸行事について、その実施状況を見ると次のようになる。「クリスマス」（仏教園 35.7%・私立園 64.0%・公立園 0.0%）、「ハロウィン」（仏教園 11.9%・私立園 4.0%・公立園 0.0%）、「七夕」（仏教園 52.9%・私立園 48.0%・公立園 100%）、「節分（豆まき）」（仏教園 74.5%・私立園 80.0%・公立園 100%）、「ひなまつり会」（仏教園 40.4%・私立園 28.0%・公立園 100%）、「七五三」（仏教園 28.8%・私立園 24.0%・公立園 0.0%）である。<sup>(21)</sup> 特に仏教保育実践園において、「クリスマス」、「ハロウィン」は、本来、他の宗教の行事であり、その実施は有り得ず、さらに各園の「年間行事」として定着することはないはずである。しかし本来の宗教的な意味合いとは別に、日本独自の位置づけで各園の「年間行事」として実践されている。<sup>(22)</sup> また、日本古来より受け継がれている「七夕」、「節分（豆まき）」、「ひなまつり」、「七五三」についても、長い時間をかけて、外国の文化と日本の文化が融合し、日本独自の民間行事として定着し、ほとんどの園においてあまり抵抗なく受容されている。そして仏教保育実践園においても同様に「年間行事」として定着している。現行要領に<sup>(23)</sup>、身近な文化や伝統に親しみ、日本古来よりの伝統的な行事等に参加し、自国の文化や伝統に触れることによって、日本国民としての情操や意識を育てていくことの重要性



が説かれ、日本古来よりの民間行事の積極的な実践を促している。そのような意味において仏教保育実践園においても日本独自に進化した民間行事が「年間行事」の中に取り入れられ、自国の文化や伝統に触れることによって、日本国民としての意識の向上につながると考える。

## 6. まとめ

幼稚園の「年間行事」の精選・見直しについて、前述のように現行要領<sup>(24)</sup>、現行要領解説<sup>(25)</sup>に具体的、詳細な方向性は示されていない。すなわち「年間行事」の精選・見直しについては、原則的に各園の教育・保育方針に委ねられているということである。

そこで上述のように仏教保育実践園以外の一般の私立・公立園のそれぞれの「年間行事」を①「儀式的行事」〔仏教園(5.2%)・私立園(5.3%)・公立園(6.4%)〕、②「宗教的行事」〔仏教園(12.7%)・私立園(2.3%)・公立園(0.0%)〕、③「伝統的・社会的行事」〔仏教園(7.6%)・私立園(5.4%)・公立園(4.3%)〕、④「総合活動的行事」〔仏教園(13.0%)・私立園(12.3%)・公立園(11.6%)〕、⑤「定期的行事」〔仏教園(21.8%)・私立園(25.6%)・公立園(47.7%)〕、⑥「季節的行事」〔仏教園(9.4%)・私立園(12.5%)・公立園(5.7%)〕、⑦「地域活動的行事」〔仏教園(2.0%)・私立園(0.7%)・公立園(3.2%)〕、⑧「園設定行事」〔仏教園(28.3%)・私立園(35.9%)・公立園(21.1%)〕の8項目に分類し、その内容を詳細に検討した結果に基づき「年間行事」の精選・見直しの可否について以下のような結果が得られた。この8項目の「年間行事」の中で①「儀式的行事」である入園式、卒園式、始業式、終業式等については、園生活における節目であり、厳粛な気分を味わい、新生活への動機付けとなる行事であり縮減することは難しい。②「宗教的行事」は仏教保育実践園にとって「仏教行事」や各園の設立母体の寺院等の属する仏教各宗派の特色をよく表し、各園独自の「仏教行事」が実践されており、その特性がよく現れ

ている。すなわち仏教保育実習園等においてはこの「宗教的行事」の実践は園創設理念の裏付けであり、行事を縮減することは難しい。③「伝統的・社会的行事」は、前述のように、現行要領に自国の文化や伝統に触れ、日本国民としての情操や意識を育てていくことの重要性を特に強調しており、日本古来よりの様々な文化、行事を体験させることの重要性を説いており、行事を縮減することは難しい。④「総合活動的行事」は、遠足、運動会、発表会、おゆうぎ会、展示会、保育参観等の行事であり、子どもたちも大変楽しみにし、感動や達成感を感じることのできる貴重な行事であり、行事を縮減することは難しい。しかしその行事の実施内容を工夫をすることによって保育者の負担の軽減を図ることもできるものである。<sup>(26)</sup>⑤「定期的行事」は、誕生会、避難訓練、健康診断等の行事は年間、定期的実施されている行事であり、園運営上においても必要であり、行事を縮減することは難しい。⑥「季節的行事」は、プール遊び、夏まつり、焼きいも大会、じゃがいも掘り等、それぞれの季節ごとに実践される行事であり、子どもたちも大変楽しみにしている行事であり、季節毎の行事を通して子どもたちは様々な体験をすることができ、行事を縮減することは難しい。⑦「地域活動的行事」は、地域交流、ボランティア、福祉施設との交流、施設訪問等であり、現行要領において地域の人々との連携の大切さ、地域の様々な資源の活用などを特に強調しており、<sup>(27)</sup>今後一層重要な行事となることから行事を縮減することは難しい。⑧「園設定行事」は、集会、ふれあい動物園、体操教室、記念撮影、バザー、お店やさんごっこ等多岐にわたり、各園の教育・保育理念に基づいた行事の設定であり、各園の特色が良く表れる行事であるが、「年間行事」の精選・見直しにおいては、この「園設定行事」を縮減が可能となる項目となり得る。

以上のように、幼稚園の「年間行事」の精選・見直しについて、行事の縮減可能な項目を挙げ

ることができる。この行事の精選・見直しについては、原則的には各園の教育・保育方針に委ねられているものであるが、しかし各園共に「年間行事」は長い時間をかけて設定され、実施してきたもので、その行事の成立過程においては多くの時間をかけた話し合い、検討がなされてきたもので簡単に行事を取りやめることは難しい。また、それぞれの行事は子どもたちにとって楽しみにしているもので、子どもの成長段階において有意義で貴重な体験となるものとして成立してきている。それ故に、この「年間行事」の精選・見直しには慎重かつ勇気を持った決断が必要となる。そしてこの行事の精選・見直しが各園の特色ともなり得るもので、それゆえに大変重要である。

そこで仏教保育実践園における「年間行事」の精選・見直しに関し、その指標となる基準について伊庭正康氏<sup>(28)</sup>は学校のマネジメントについて『月刊教職研修』(2019.9.1刊 教育開発研究)の中で「なぜ、あの人は仕事が早いのか?—ムダを見る視点を高める—」の中で、学校における仕事量の削減、精選について次の3基準を提示している。①それをやめたら「教育の質」に影響が出てしまうか。②それをやめたら「職場の満足」に影響が出てしまうか。③それをやめたら「リスクマネジメント」に影響が出てしまうか。この3基準を挙げ、いずれか1つでもあれば継続し、そうでなければやめる候補の仕事であると述べている。この3基準は幼稚園における「年間行事」の精選・見直しにも適用することができると考えられる。幼稚園の「年間行事」においては、①その行事をやめたら「教育・保育の質」に影響が出てしまうか。②その行事をやめたら「子ども、保護者、保育者等の満足」に影響が出てしまうか。③それをやめたら「幼稚園のリスクマネジメント」に影響が出てしまうか。これらの精選・見直しの3基準にあてはめ、「年間行事」の根本的な見直しを図る3基準とすることができると考えられる。

そして今回の調査結果に基づいて、仏教保育

実践園における「仏教行事」と「年間行事」について、保育者、職員、保護者、そして子どもたちの負担を軽減するために、次の6観点により、「年間行事」の精選・見直しをすることが大切と考える。第1に、子ども主体の行事である。第2に、子どもの発達に即した行事である。第3に、通常の保育の流れの中に位置付けられた行事である。第4に、保育者間の連携、協力に基づく行事である。第5に、家庭との密なる連携に基づいた行事である。第6に、地域社会に貢献できる行事である。これらの6観点に基づいて「年間行事」を再検討する必要があると考えられる。

そして子どもたちが各園の「年間行事」を通して感動や喜びを感じ、豊かな園生活が実現できるように配慮することが必要である。すなわち仏教保育実践園の「年間行事」の設定において、その基本となるものは、「教育・保育の主体は子どもにある。」ということ再認識する必要があり、それが仏教保育を日々実践していく基礎となると考える。幼稚園の「仏教行事」、 「年間行事」を通して仏教保育の中心テーマである「命の尊重の保育」を子どもたちの心の中にしっかり確立すること、そして無限の可能性を秘めた子どものその後の人生を価値あるものに形づくる機会となることが大切であると考え

#### 【註】

- (1) 29 文科初第 1437 号 平成 30 年 2 月 9 日 通知 (文部科学省)
- (2) 30 文科初第 1497 号 平成 31 年 3 月 18 日 通知 (文部科学省)
- (3) 汐見稔幸、無藤 隆監修『保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説とポイント』(ミネルブア書房) p49～p60、P360～p365、P413～p417 に改定のポイントが述べられている。また、汐見稔幸「新指針・新

- 要領のポイント　そしてこれからの保育」(『児童研究』(学校法人聖心学園発行)第684号・第63巻・第3号 平成29年12月15日) p1に、「4つのポイント」が集約して述べられている、参照。
- (4) 『曹洞宗保育ハンドブック』(編集 曹洞宗保育連合会・発行 曹洞宗宗務庁 1993年11月23日改訂版) p100
- (5) 文部科学省『幼稚園教育要領』(平成29年3月31日 文部科学省 第62号 平成30年4月1日施行) 第1章 総則 第4節 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価 3 指導計画の作成上の留意事項 (5) 行事の指導 (p8～p9) 参照。
- (6) 前掲、註(4) p95
- (7) 文部省『幼稚園教育要領』(平成元年3月15日文部省告示第23号 平成2年4月1日施行)
- (8) 文部省『幼稚園教育要領』(平成10年12月14日文部省告示第174号 平成12年4月1日施行)
- (9) 文部科学省『幼稚園教育要領』(平成20年3月28日 文部科学省告示第26号 平成21年4月1日施行)
- (10) 文部科学省『幼稚園教育要領』(平成29年3月31日 文部科学省 第62号 平成30年4月1日施行)
- (11) 『幼稚園教育要領解説』(平成30年2月文部科学省) 第1章 総説 第4節 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価 3 指導計画の作成上の留意事項 (5) 行事の指導 (p107)
- (12) 前掲、註(11) 第6節 幼稚園運営上の留意事項 2 家庭や地域社会との連携 (p126)
- (13) 前掲、註(11) 第2章 ねらい及び内容 第2節 各領域に示す事項 3 身近な環境との関わりに関する領域「環境」[内容] (12) 幼稚園内外の行事において国旗に親しむ。(p196)
- (14) 『2019保育白書』全国保育団体連絡会・保育研究所編(ひとなる書房)「4新制度の多様な実態 D幼稚園の状況と新制度」 「幼稚園数及び幼稚園児数」 p90～p92の数値に基づいている。
- (15) 日本仏教保育協会への加盟園は、1,050施設 幼稚園516 保育園425 こども園109 養成機関30(令和元年度現在)としている。  
<http://www.buppo.com/>
- (16) 拙論『駒沢女子短期大学研究紀要』第52号 「「仏教保育アンケート」から見る仏教保育実践園の現状と課題」(2019年3月)に詳説し、平成29年6月に、関東一都六県の公益社団法人日本仏教保育協会に加盟している430園に回答を依頼し、94園からの回答(回収率21.9%)をいただいたものである、参照。
- (17) 仏教保育実践園以外の一般園については、平成30年度年間行事について各園のホームページ、各市の広報等、聞き取り調査により調査を実施した。本学の近隣園で、資料の収集が比較的しやすい5市より抽出した園の年間行事を調査し集計した。私立幼稚園は稲城市5園、多摩市5園、調布市5園(1園キリスト教園)、府中市5園、町田市5園(1園キリスト教園)の合計25園で、公立幼稚園は府中市2園の合計2園である。また、私立保育所は稲城市5園、多摩市5園(2園キリスト教園)、調布市5園(1園キリスト教園)、府中市5園(1園キリスト教園)、町田市5園(1園キリスト教園)の合計25園で、公立保育所は調布市6園、町田市4園の合計10園である。私立こども園は稲城市1園、多摩市1園、町田市8園の合計10園のみである。幼稚園27園(私立25園・公立2園)の年間行事の集計に基づく。
- (18) 「三仏忌」とはお釈迦様に因んだ年3回法要であり、「花まつり」、「成道会」、「涅槃会」の3つの仏教行事であり、仏教園における実施状況は「花まつり」(96.4%)、

「成道会」(83.1%)、「涅槃会」(72.3%)の実施状況である。前掲、註(16) p33～p34 参照。

- (19) 前掲、註(10) 第1章 総則 第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(4) 道徳性・規範意識の芽生え」に、「友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。」と明記され、幼児期より道徳性・規範意識を育てていくことの大切さに言及している。
- (20) 「保育ぶらす+」の「感謝の心と道徳心を養う「仏教保育」に仏教保育のメリットとして述べている、参照。<https://www.hoikuplus.com/post/usefulnurtureinfo/1612>
- (21) 仏教保育実践園の宗教行事と民間行事について、仏教園の数値は、前掲、註(16) p35～p37に基づいている、参照。
- (22) 仏教保育実践園の宗教行事と民間行事については、前掲、註(16) p50～p51に詳説している、参照。
- (23) 前掲、註(10) 第2章 ねらい及び内容環境 3 内容の取扱い(4)」に明記している。
- (24) 前掲、註(10) 第1章 総則 第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価 3 指導計画の作成上の留意事項(5)」参照。
- (25) 前掲、註(11) 第1章 総説 第4節 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価 3 指導計画の作成上の留意事項(5) 行事の指導(p107) 参照。
- (26) 行事の実施内容の見直しについて、『月刊教職研修』2018年9月号〈特集：無駄が

なく、効果の高い「学校行事」への見直し方〉(教育開発研究所) p30～p31に、「学校行事改善レポート① 新学習指導要領に対応した学校行事へ」の中で、西留安雄氏は以前勤務した小学校での事例を挙げ述べている。幼稚園の現場においても適応でき、行事の実施内容の工夫によって保育者の負担の軽減につながると考えられる。

- (27) 前掲、註(10) 第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項1(2)」に、「家庭や地域での幼児の生活も考慮し、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成するようにすること。その際、地域の人々と連携するなど、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすること。」と明記している。
- (28) 伊庭正康氏は経営コンサルタントの立場から、仕事の効率を上げる方法として、企業の時短の取組等について多くの著述、講演をしている。このビジネスの世界における仕事の効率化、ムダの省き方については、教育、保育現場においても十分に適用することのできる考え方である。『残業ゼロだからこそ目標達成!! 本気でやるチーム時短術』(明日香出版社 2016年5月26日発行)「Chapter2 今すぐ「チームのムダ」を捨てる 01「やめても影響のないこと」はやめる」(p44～p48) 参照。また、『仕事の速い人が絶対やらない段取りの仕方』(日本実業出版社 2018年12月20日発行)「第1章徹底的にムラ・ムリ・ムダを省く 1「結果に影響しないこと」はやらない「ムダ」を見つける 3つの診断法」(p12～p17) 参照。

#### 【参考文献・資料】

- ・29 文科初第1437号平成30年2月9日「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定

- 並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（通知）」（文部科学省）
- ・30 文科初第 1497 号 平成 31 年 3 月 18 日「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（文部科学省）
  - ・汐見稔幸、無藤 隆監修『保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説とポイント』（ミネルブア書房）p49～p60、P360～p365、P413～p417
  - ・無藤 隆監修『幼稚園教育要領ハンドブック』（学研）p10～p26、p70～p88、p116～p125
  - ・無藤 隆・汐見稔幸編『幼稚園教育要領 保育所保育指針 幼保連携型認定こども園教育・保育要領』（学陽書房）p10～p19、p24～p26
  - ・『曹洞宗保育ハンドブック』（編集 曹洞宗保育連合会・発行 曹洞宗宗務庁 1993 年 11 月 23 日改訂版）p95、p100
  - ・文部科学省『幼稚園教育要領解説』（平成 30 年 2 月）p107、p126、p196
  - ・『2019 保育白書』全国保育団体連絡会・保育研究所編（ひとなる書房）p90～p92
  - ・日本仏教保育協会 <http://www.buppo.com/>
  - ・『駒沢女子短期大学研究紀要』第 52 号（2019 年 3 月）「「仏教保育アンケート」から見る仏教保育実践園の現状と課題」（岡本啓宏）p33～p34、P35～p37、p50～p51
  - ・稲城市 HP：<https://www.city.inagi.tokyo.jp/>
  - ・多摩市 HP：<https://www.city.tama.lg.jp/>
  - ・調布市 HP：<https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/toppage/00000000000000/APM03000.html>
  - ・府中市 HP：<http://www.city.fuchu.tokyo.jp/>
  - ・町田市 HP：<https://www.city.mac-hida.tokyo.jp/>
  - ・文部省『幼稚園教育要領』（平成元年 3 月 15 日文部省告示第 23 号 平成 2 年 4 月 1 日施行）第 2 章、第 3 章
  - ・文部省『幼稚園教育要領』（平成 10 年 12 月 14 日文部省告示第 174 号平成 12 年 4 月 1 日施行）第 2 章、第 3 章
  - ・文部科学省『幼稚園教育要領』（平成 20 年 3 月 28 日 文部科学省告示第 26 号平成 21 年 4 月 1 日施行）第 2 章、第 3 章
  - ・文部科学省『幼稚園教育要領』（平成 29 年 3 月 31 日 文部科学省 第 62 号 平成 30 年 4 月 1 日施行）第 1 章、第 2 章
  - ・「保育ぶらす+」（全国に 1,099 施設 感謝の心と道徳心を養う「仏教保育」）2017.04.10 <https://www.hoikuplus.com/post/usefulnutureinfo/1612>
  - ・『月刊教職研修』2018 年 9 月号（特集：無駄がなく、効果の高い「学校行事」への見直し方）（教育開発研究所）p30～p31
  - ・伊庭正康『残業ゼロだからこそ目標達成!! 本気でやるチーム時短術』（明日香出版社 2016 年 5 月 26 日発行）p44～p48、p124～p125、p127～p128
  - ・伊庭正康『仕事の速い人が絶対やらない段取りの仕方』（日本実業出版社 2018 年 12 月 20 日発行）p12～p17